消費者

正しく「はかる」ことの大切さ ～11月1日は「計量記念日」～

ダイエットに励む高校生のA子さん、自宅の体重計で毎朝体重チェックを欠かしません。ある日、学校の健康診断を受けたところ、学校の体重計には、今朝自宅ではかった体重より1kg重く表示されました。

学校の健康診断での体重測定は計量法でいう「証明」行為にあたります。こうした「証明」行為や、はかり売りなどの「取引」のために使用されるはかりは、公的機関などによる「検定」という厳しい基準に合格したものでないと使用できません。さらに、誤差が生じず適正な計量ができるように2年に1回、都道府県や市の定期検査を受けることも義務付けられています。消費者センターでは、はかりの定期検査を行い、適正計量の確保に努めています。

一方、皆さんが家庭で使用している体重計や調理用はかりは「家庭用特定計量器」といい、これには同じく計量法により定められた製造基準に適合する必要があります。製造者には「家庭用特定計量器」のマークを付けることが義務付けられていますので、購入する際はこのマークを確認しましょう。ただし、これはあくまで家庭で使うものとしての精度が確保されているもので、はかり売りや証明行為には使用できません。

家庭用

11月1日は計量記念日。「はかる」ことについて関心を持ついい機会です。ご家庭にあるはかりを点検してみませんか。

◆家庭用はかりの無料検査

計量記念日にあわせて、ご家庭の体重計やはかりなどの検査を行います。期11月8日(土)～30日(日)の土・日・祝 時午前10時～午後5時 所消費者センター 申事前に電話(☎829・1500)で。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。

消防

もういいかい 火を消すまでは まあだだよ ～大切な家族や財産を火災から守る～

住宅防火 命を守る 7つのポイント ～3つの習慣・4つの対策～

3つの習慣

①寝たばこは絶対やめる

たばこの火がついたままで寝ると、布団などに火が移るおそれがあり大変危険です。

②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で

カーテンや洗濯物にストーブの火が引火して火災に。燃えやすいものの近くではストーブを使わないでください。

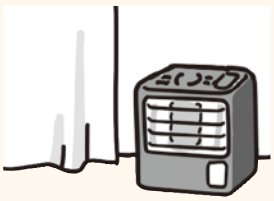

③コンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す！

天ぷら油をガスコンロの火にかけたままにすると、油自体が発火するおそれが。電話や来客などでその場を離れる時は火を消しましょう。

4つの対策

①住宅用火災警報器の設置

住宅火災による死亡原因の多くが「逃げ遅れ」です。逃げ遅れを防ぐためにも必ず設置しましょう。

②防炎品の寝具やカーテンを使用

火に触れてもすぐには燃え上がらず、火が広がりにくいのが特徴です。防炎品を使い、被害を最小限に抑えましょう。

③住宅用消火器などの設置

いざというときのために備えましょう。

④隣近所の協力体制

お年寄りや体の不自由な人は火災や災害のとき、一人では早く逃げることが困難です。隣近所の人と声を掛け合い、協力して避難できるようにしましょう。

消防局からのお知らせ

秋季火災予防運動(11月9日～15日)に合わせて、11月9日(日)午前9時から、市内全域約5000世帯を消防団員が訪問し、火災予防を呼びかけます。

■問い合わせ
消防局予防課(☎822・0429)